建 設 工 事 成 績 採 点 表 (完成・一部完成・既済・中間)

※該当する検査を必ずチェックすること。

0000 完成 ●完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。 一部完成 なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。

既済 過去に一部完成があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、 中間

完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算するこ
--

作成日		
1F/% H		

取手地方広域下水道組合

工 事 名	年度									契約金額(最 終)							円									
請負者名									エ	期	から								完成學	年月日						
考	査 項 目	主 任 監 督 職 員					総 括 監 権			督職	員	検査職員			第1回	回既済	検査職員			第1回中間		検査職員			(完成)	
	課名・職名																									
	氏名			-																						
項目	細 別	а	b	С	d	е	а	b	С	d	е	а	b	С	d	е	а	b	С	d	е	а	b	С	d	е
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10.0																				
	Ⅱ. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																				
2. 施工状況	I. 施工管理	+1.5 0 -5.0 -10.0																		+5.0	+2.5	0	-7. 5	-15.0		
	Ⅱ. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0	+10.0	+5.0	0	-5.0	-10.0															
Ⅲ. 安全対策			+1.0	0	-5.0	-10.0	+15.0	+7.5	0	-7.5	-15.0															
	IV. 対外関係 +2.0 +1.0 0 -2.5 -5.0																									
3. 出来形	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0
及び	Ⅱ. 品 質	+2.0 +1.0 0 -2.5 -5.0																			+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0	
出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ																					+5.0	+2.5	0	-5.0	
4. 高度技術	I. 高度技術力			0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫			0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		+10.0 +5.0 0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6) 点					点	点点点							点					点								
評定点(65点±加減点合計) ※1			① 点 ②							点	点 ③ 点 ③								点 ④						点	
7. 評定点計 点 ○既済部分(中間)検査があった場合:(①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平 ○既済部分(中間)検査がなかった場合:(①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計									合は平均	匀值																
8. 法令遵守等								点																		
9. 評定点合計 点 〇 7. 評定点計 - 8. 法令遵守等																										
所 見 【主任監督職員】						【総括	総括監督職員】																			

^{※1 1~3}の評定(65点±加減点合計) + 4,5,6の評定 = 評定点

^{※2} 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。 評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。

^{※3} 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

^{※4} 所見は必ず記載する。

^{※5} 各考査項目毎の採点は、主任監督職員は別紙1-①~別紙1-⑤、総括監督職員は別紙2-①~別紙2-②、検査職員は別紙3-①~別紙3-③によるものとし、 完成検査職員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

^{※6} 法令遵守等の評価は、総括監督職員が行う。

^{※7} 評定点合計は、四捨五入により整数とする。